

一般廃棄物処理基本計画改定にあたっての基本的考え方

1 全般事項

- (1) 改定計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 32 年度とする。ただし、具体的な施設整備スケジュールの検討を踏まえ決定することとする。
- (2) 主な改定内容は、予測ごみ量（最終処分量を含む）の変更と施設整備計画の変更等とする。
- (3) 現行計画の基本的考え方や施策の体系等に変更しない。
- (4) 計画の改定にあたっては、23 区の一般廃棄物処理基本計画の内容を十分に把握し、調和を保つよう努めるものとする。

2 個別事項

【検討課題 1：ごみ量予測について】

- ① サーマルリサイクルの影響を十分把握するとともに、社会経済情勢や関連法令の趣旨を踏まえた上で、ごみ量予測を行う。
- ② 区の一般廃棄物処理基本計画予測ごみ量を把握し、改定計画におけるごみ量予測の考え方を整理する。
- ③ 最終処分量の予測は、サーマルリサイクルの影響等を十分把握するとともに、スラグの有効利用のあり方に関する検討結果を踏まえ行う。

【検討課題 2：施設整備計画について】

- ① 清掃工場の施設整備
施設整備手法及び建設工期に関する検討を踏まえ、サーマルリサイクル後の必要な焼却能力及び焼却余力を確保した計画とする。
なお、施設整備の優先順位は、現行計画どおりとする。
- ② 灰溶融施設の施設整備
施設の安定稼動に向けた検討を行うとともに、灰溶融処理に係るコスト負担やスラグの有効利用のあり方も踏まえ改めて整理する。
- ③ 不燃ごみ処理施設・粗大ごみ処理施設の施設整備
サーマルリサイクルに伴うごみ量とごみ質の大幅な変化と、中防処理施設を巡る状況の変化に対応した施設の整備と配置を検討する。